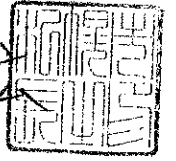


札幌市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月6日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 31 号

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1 アリビラ24の項、シビルコート豊平の項、プレミール北野の項及びソレイユ発寒の項を削る。

附 則

この条例中別表1 アリビラ24の項を削る改正規定は令和7年11月1日から、同表プレミール北野の項を削る改正規定は同年12月1日から、同表ソレイユ発寒の項を削る改正規定は令和8年1月1日から、同表シビルコート豊平の項を削る改正規定は同年3月1日から施行する。